

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県特定非営利活動促進法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

特定非営利活動促進法及び鳥取県特定非営利活動促進法施行条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 設立、定款変更及び合併の認証についての申請の際に行う書類の公衆への縦覧は、全てインターネットを利用する方法により行うものとする。
- (2) 事業報告書等の謄写の請求をする者が負担しなければならない費用の額について定める。
- (3) 認定特定非営利活動法人の認定権限の移譲に伴い、認定申請書等の様式を新たに定める。
- (4) 認定特定非営利活動法人等の認定等を行ったときに公示する事項について定める。
- (5) その他所要の規定の整備を行う。
- (6) 施行期日は、平成24年4月1日とする。